

# 1 1年間の法人、各事業所の報告

---

## (1) 虐待防止に向けた各事業所の取組の報告

### 1 虐待防止に向けた取組の報告

#### ○第二ぎんなん作業所

[時期、期日、時間]

- ・以下のことについて、随時行っている。

[研修題・内容]

- ・職員会議以外で、関わり方や支援の方法について施設長が各職員と話をする。他の職員への疑問や批判は、一旦、施設長が聞いた上で、施設長が直接当該職員へ注意・指導を行う。
- ・現段階の当事業所において、職員会議で意見を出し合って建設的な議論ができる素地はない。よってやむを得ずこのような対応で虐待防止に向け取り組んでいる。

[その他参考となる事項]

- ・他の職員がある職員の関わり方や支援方法について陰で批判的な意見を言った際は、すぐに聞き取りを行う。その後、利用者への支援を目的とした動きを施設長が取る。改善の必要があれば改善し、職員会議で情報共有を行うこととする。

#### ○しょうぶの里

##### (1) 職員会議

- ・年度始めの4月の職員会議のほか、月1回の職員会議

[研修題・内容]

- ・新年度のスタートに当たり、理念や押さえておくべきこと、よりよい支援の充実に向けて必要なことがら等について、資料を配付、時間を取って説明。

[具体的な取組、事項]

- ①「目指す事業所像」(基本理念)
- ②「目指す職員像」(基本方針)
- ③「しょうぶの里職員の10の誓い」(行動規範)
- ④「しょうぶの里の職員として押さえておきたい10のことがら」(「行動指針」)

[その他参考となる事項]

- ・県内外で虐待事件・事案等があった場合は、職員朝会で新聞記事を紹介、直近の職員会議、職員研修時に資料を用意して講話を実施。

[ex.] 「うすま苑での虐待事件」「大牟田病院での虐待事案」

##### (2) 支援員・看護師連絡会 週1回程度

- ・利用者さんの様子や健康状態や支援のあり方等についての協議、情報共有、共通理解を行う。

#### ○子ども育ちの家「て・い・く」

[時期・期日、時刻、場面]

- ・定例職員会(研修)
- ・朝礼報告(マスコミ等で取上げられた虐待に関する内容=随時)

[具体的な取組、事項]

「て・い・く」の虐待に係る事案としては、

- |  |
|--|
| ①子どもの学校におけるいじめ等の問題<br>②「て・い・く」内の子ども間のトラブル<br>③職員の子どもへの不適切な対応（支援） |
|--|

の大きさに3つに分けられる。

いずれも利用者の自尊心や尊厳だけでなく、肉体的な苦痛が伴うような事態が発生すれば、速やかに解決せねばならない。

- ①について：本人及び保護者からの訴えや情報提供等により内容を把握し、相談支援事業所、学校と連携して会議を開催し問題解決に当たるようにしている。  
 ※連携会議：保護者・担任（管理職）・相談支援事業所・「て・い・く」
- ②について：利用者は異校・異年齢集団であるため、活動においては上級生による下級生への暴言、あるいはその逆パターンなど、日常茶飯事的に大小の問題が起きている。  
 「て・い・く」では、その時の状況を支援員（大人）として即時に判断せずに子どもたちに考えさせるように心がけている。  
 月2回ロール・プレイングを実施しているが、内容は主に子ども間のソーシャル・スキルを題材に、身近な問題から解決の糸口を探っていくことが多い。
- ③について：あってはならないことだが、時折、強いことばや感情的とも思われる対応を希に指摘（職員間）されることがある。  
 年度当初には虐待防止委員会の設置内容、指針、「て・い・く」の倫理綱領等の研修を実施しているが、子どもの何気ない態度や不適切なことば遣いにすぐに反応してしまうこともある。日頃から風通しの良い雰囲気づくりや職員間のコミュニケーション・理念の共有が欠かせない。

[具体的な取組]

- (1) 「て・い・く」倫理綱領  
 (2) 職員研修（毎週月曜日）

期 日	研 修 題
4月17日(月)	令和5年度虐待防止委員会について
24日(月)	倫理綱領について
5月22日(月)	事例研修
6月21日(水)	〃
7月10日(月)	静岡裾野園児虐待事件
9月25日(月)	事例研修
12月 4日(月)	熊本市における特別支援教育
2月12日(月)	保護者対応について

※虐待に係る内容だけでなく人権問題等も含める。

**○育成会相談支援センター「手と手」**

[取組の内容]

- ・事業所職員による情報共有会議を月に2回行っており、気になる家庭について情報共有している。

[時期・期日、時刻、場面]

- ・第1、第3水曜日。8：30～1時間程度。

[具体的な取組、事項]

- ・職員間で相談支援専門員として出来る対応について、児童相談所への通報も視野に入れて検討している。

[その他参考となる事項]

- ・要請があれば、児童相談所で行われる面談へ同席。児童相談所主催のケース会議にも参加している。日常的に情報共有や対応方法の検討を行っており、連携を強化している。

## 2 研修の報告

### ○法人全体

#### (1) 熊本市手をつなぐ育成会職員全体研修会 ※H29年度から実施

[時期、期日、時間]	11月25日(土) 8時30分～15時30分
[研修題・内容・講師]	(※関連する研修のみ記載) <b>①</b> 講義1「ソーシャルワークについて」～障がい福祉ってなんだろう～ (九州ルーテル学院大学 西 章男准教授) ・障がいの理解や見方、自分たちの仕事(=ソーシャルワーク)の意味や価値、大切にしたいことなどをとても柔らかく分かりやすくお話しいただいた。 ※あゆの里の階層別研修で受講。育成会の職員研修でもぜひ話をしてほしいお出でいただいた。 <b>②</b> 報告1「虐待防止・身体拘束適正化委員会報告」(高橋統括施設長) ・令和5年度の委員会の報告 ・講話「意思決定支援」の考え方の整理
[参加者]	42人(※育成会事業所以外(Mint)からも4人参加)

#### (2) 熊本市手をつなぐ育成会職員階層別研修

※R4年度から、職員(正職員と嘱託職員)を3階層に分けて研修実施(各1日)。

[時期、期日、時間]	※下表参照
[研修題・内容・講師]	※関連する研修のみを記載
[参加者]	A研修:6人/B研修:23人/C研修:15人

##### ①メンタルケアに関する研修

- ・5年度の「虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会」開催に向け、障がい者への虐待防止に密接に関連すると言われる職場でのストレスについて、職員に厚生労働省「職業性ストレス簡易調査票」を記入してもらったものを集計した結果、4事業所の59人中8人に「高ストレス者」がいることが判明。
- ・想定以上のショックな結果となったため、5年度の階層別研修では、カウンセリングの専門家の支援を仰いで、階層ごとにメンタルケアに特化した講義を計画・実施した。
- ・メインはメンタルケアだが、階層が上の方はハラスメントをする側になりやすいことから、ハラスメント防止も入れた。
- ・いずれの研修も、県の「出前「勤労者セミナー」事業を活用、「くまもと心理カウンセリングセンター」の心理カウンセラーを講師とした。

	区分	対象	研修題(講座名)	講師	期日	時間
①	A職員研修	5年未満職員(新入職員含む)	「ストレスマネジメントとアンガーマネジメント」	忽那心理カウンセラー	12月2日(土)	80分

②	B職員 研修	中堅職員 (おおむね5 年～14年)	「ハラスメント防 止とストレスマ ネジメント」	江崎心理カウ ンセラー	11月11日 (土)	80 分
③	C職員 研修	リーダー的職 員(15年～)	「ハラスメント防 止」	橋本心理カウ ンセラー	10月28日 (土)	80 分

## ②虐待防止に関連する研修

	区分	研 修 題 (講座名)	講 師	時間
①	A職員 研修	協議 (グループワーク) 「風通しのよい職場環境をつくるためには」	守尾第二ぎんなん作 業所所長	90 分
②	B職員 研修	講義 「障がいのある人の権利擁護」	前済生会なでしこ園 長 勝本映美	90 分
③	C職員 研修	協議 (グループワーク) 「職場におけるコミュニケーション、職員 間の連携を図るためには」	春野ていく所長	90 分

- ・ A職員、C職員研修：職場環境の改善に関するグループワークを入れ、事業所を超えてフリーに話ができるようにした。
- ・ B職員研修：研修題、「権利擁護」の中核となる虐待防止について、かなりの時間をとった。

## ○第二ぎんなん作業所

### ○しょうぶの里

[時期、期日、時間]

- ・ 月1回、職員研修を実施 午後1時30分～3時の1時間30分  
年間計画に基づいた研修内容を実施(※そのときどきで優先する内容([ex.]「看取り」、……)を実施することもある。)

[参加者・人数]

- ※当日の勤務により、参加人数、参加者が異なるが、1回に10～12人。

[その他参考となる事項]

- ・ パワーポイントの資料(自作)を用意するほか、厚生労働省などの動画も活用。
- ・ 参加できなかった職員には資料を配付。
- ※重要な研修題については、2ヶ月同じ研修を実施して、なるべく全職員がいずれかに参加できるようにしている。

月	研 修 題	講師・実施者
4	新型コロナウイルス感染症における感染対策	保健所
5	看取り研修 「介護施設における看取りに関する手引」から	看護師
6	メンタルヘルスについて 厚生労働省の動画視聴	高橋
7	中 止	
8	もっと強度行動障害について知ろう 基礎編	高田
9	強度行動障害研修報告 実践編	下田
10	階層別研修参加	
11	階層別研修参加	
12	育成会職員全体研修会参加	
1	「災害想定ゲームK I Z U K I」演習	高橋
2	介護福祉士の知識をしょうぶの里の支援に	松本
3	介護福祉士の知識をしょうぶの里の支援に	松本・太田家

## ○子ども育ちの家「て・い・く」

[時期、期日、時間]

毎週月曜日

※1で述べたとおり

## ○育成会相談支援センター「手と手」

[時期、期日、時間]	令和5年5月26日(金) 14:10~
[研修題・内容]	令和5年度 県北ブロック研修会 『相談支援体制の整備が利用者の権利擁護につながる』
[参加者]	人数：1名(小田純子)
[講師]	社会福祉法人じりつ 理事長 岩上洋一氏
[その他参考となる事項]	集合型
[時期、期日、時間]	令和5年6月20日(火) 15:00~
[研修題・内容]	令和5年度 相談支援部会 『障害者虐待防止法について』
[参加者]	人数：1名(小田純子)
[講師]	熊本市役所 障がい保健福祉課 松永氏、川口氏
[その他参考となる事項]	集合型
[時期、期日、時間]	令和5年8月21日(月) 13:30~
[研修題・内容]	令和5年度 笑顔いきいき特別支援教育推進事業・熊本市地域発達支援ネットワーク 夏の合同研修 『発達が気になる子の見方を変えて味方になろう』
[参加者]	人数：1名(林利恵子)
[講師]	星槎大学大学院教育実践研究科教授 阿部利彦氏
[その他参考となる事項]	集合型
[時期、期日、時間]	令和5年10月31日(金) 14:00~
[研修題・内容]	令和5年度 熊本市東区児童虐待防止連絡会議 『通告のタイミングと愛着障害を持った保護者への支援』
[参加者]	人数：1名(林利恵子)
[講師]	社会福祉士 スーパーバイザー 黒田信子氏
[その他参考となる事項]	集合型
[時期、期日、時間]	令和5年12月14日(木) 13:00~
[研修題・内容]	西5みんなの研修会 『支援者のための成年後見制度活用について』
[参加者]	人数：1名(米村尚哲)
[講師]	熊本市成年後見支援センター 佐藤貴元氏
[その他参考となる事項]	オンライン(ZOOM)

## **3 虐待事例等の報告**

## ○第二ぎんなん作業所

### [行為の分類]

- ・不適切な関わり

### [時期・期日、時刻、場面]

- ・令和6年5月1日、社会福祉の支援業務が未経験の職員の入職初日に、精神的に課題が多い利用者と二人きりで外に作業に出るように指示をした職員に対し、利用者を混乱させ、支援初日に職員を混乱させるとして注意を行う。

### [具体的な内容、事項]

- ・リサイクルの廃品作業の場面。軽トラに利用者Tと二人きりで、入職1日目に外出させる指示を出す。幸い新職員が対応できて事なきを得たが、利用者、支援者に混乱を招くことが十分にありうる。ベテラン支援者による、入職者への試し行動とも取れる内容であるため、即、嚴重注意を行い、以後施設長の許可なく同様のことがないように言い伝える。

## ○しょうぶの里

### ■虐待事例等の報告

- ・虐待の事例はなし。
- ・だが、今回調査した職員のセルフチェックでは、「他の職員が利用者に虐待と思われる行為を行っている場面にでくわしたことがある。」の項目に、5人が「はい」と答えている。「他の職員が利用者に虐待と思われる行為を行っている場면을容認したこと（注意できなかったこと）がある。」の項目も、4人が「はい」と答えている。

※他方、しょうぶの里では、近年、高齢化や老化で歩行が不安定となり転倒する利用者さんが増加。自分で夜中にトイレに立ったとき、転んだりベッドで顔を打ったりということもときどき日誌に書かれている。

- ・それもあって、年に何回か、原因が分からないアザやキズがあることがある。特に、午後7時～翌午前7時の夜勤時は職員が2人態勢のため、どうしても目が届かないところがあり、不自然なアザの原因が判然としないことがある。
- ⇒そのような場合は、夜勤者などを含め、関わった可能性のある職員全員に聞き取りや防犯カメラの映像で確認するようにしている。

### ■虐待の通報について

障害者虐待防止法では、通報の義務は、虐待の疑いがある場合も含まれるとなっている。

前述のとおり、職員のセルフチェックでは、「他の職員が利用者に虐待と思われる行為を行っている場面にでくわしたことがある。」の項目に、5人が「はい」と答えている。

虐待の可能性のあるようなアザやキズがあった場合、原因が分からないからと言って、やみくもに虐待ではないかと職員を疑いの目で見ることには、管理者として抵抗がある。

虐待かも知れない・もし虐待だったらと思う一方、職員が、自分たちは管理者から信用されていない・疑われているという心象を抱くことは、信頼関係の崩壊やモチベーションの低下をもたらし、虐待防止という面からは、むしろマイナスになりかねない気がして、非常に悩ましいところがある。

## ○子ども育ちの家「て・い・く」

・該当なし

## ○育成会相談支援センター「手と手」

業務上、様々な事業所に訪問する機会が多々あり、その際、事業所職員さんが利用者さんと接する様子を直接見せていただくことも多い。

その場面だけを見ると、不適切な言動（君やニックネームで呼ぶ、指示的な声掛け、不適切な・不快な話題で会話する、強く手を引く、身体を押し、行動を制止する、必要以上の身体接触など）を行っている姿も多く見かける。

それまでの利用者さんとの関係やその事業所の職場環境があるのだろうが、外部の事業所職員としてどのような対応や働きかけをしたらいいか悩むことがある。

[行為の分類] 虐待
[具体的な内容、事項] A（5歳女児）、B（5歳男児）、C（3歳男児）、D・E（10歳男児・8歳男児の兄弟）、F（10歳女児）、G・H（13歳男児・8歳女児の兄妹）、I（12歳、男児） …保護者やパートナーによる暴力、暴言や不十分な養育がなされずネグレクト状態にある。
[その他参考となる事項] ・モニタリングを増量し、定期的に家庭状況を確認している。 ・日常的な見守り体制の構築を利用事業所に依頼し、異変があった時には関係者との情報共有を行っている。 ・児童相談所、保健子ども課へ通報する。

[行為の分類] 虐待 ※教育ネグレクト状態
[具体的な内容、事項] D・E（10歳男児・8歳男児の兄弟）、F（10歳女児）、I（12歳男児） …義務教育期間中であるにもかかわらず、保護者の都合（学校に必要な物品を用意しない、登校支援を行わないなど）で学校に行かせていない。
[その他参考となる事項] ・モニタリングを増量し、定期的に家庭状況を確認している。 ・日常的な見守り体制の構築を利用事業所に依頼し、異変があった時には関係者との情報共有を行っている。 ・こどもの権利サポートセンターなど専門の相談機関や、学校、SSWと連携するため、必要に応じて話し合いを開催したり、要請に応じて参加したりしている。 ・児童相談所、保健子ども課へ通報する。

[行為の分類] 虐待 ※面前DV
[具体的な内容、事項] A（5歳女児）、G・H（13歳男児・8歳女児の兄妹）、J（6歳男児） …子どもの目の前で親がパートナーに暴力、暴言があり、面前DVの状態にある。
[その他参考となる事項] ・暴力を受けている親に必要な情報を提供し、専門機関への相談を促している。 ・日常的な見守り体制の構築、送迎時等に保護者の状況確認を利用事業所に依頼し、異変があった時には関係者との情報共有を行っている。 ・児童相談所、保健子ども課へ通報する。

[行為の分類] 虐待
[具体的な内容、事項] K (62歳女性) …子どもたちによる金銭搾取や暴言等がある。
[その他参考となる事項] ・電話相談の受付体制を整えている。 ・専門機関への相談を促している。 ・熊本市障がい福祉課へ通報、相談を行っている。
[行為の分類] 虐待 ※ヤングケアラー状態
[具体的な内容、事項] F (10歳女兒) …精神障がいを持つ母親の身の世話をしている。母親が状態急変した時には救急車を呼んだり、入院に必要なものをまとめたりしている。入院が頻回なため、日常的に介護している状態にある。
[その他参考となる事項] ・放課後等デイサービスの利用調整を行い、日常的な本児の状態把握、家庭環境の把握を行ってもらうよう依頼している。本児と母親を分離することで、本児らしく過ごせる場の提供を依頼している。 ・母親に対して、ヘルパーや訪問看護などの利用調整を行っている。 ・保健こども課と連携、本児の生活を見守ってもらい、必要時には通報する。
[具体的な内容、事項] I (12歳、男児)とその姉たち。 …精神障がいを持つ母親が自分勝手に行動しており、子どもたちを残して遊びに出かけたり、在宅していても子どもたちに調理などの家事をさせている。特に姉たちが家族の世話を担っているような状態。
[その他参考となる事項] ・生活状況が劣悪であるため、ヘルパーや訪問看護の調整を試み、日常的な家庭環境の把握や改善に努めてもらえないか検討している。 ・数十匹の犬猫等のペットを飼育しているが世話を全くせず、室内の床は糞尿まみれ。 ・日常的な掃除等も全く行われておらず、台所には使用済みの食器が汚れたまま放置、ゴミも捨てられずに室内に放置されている。 ・室内はゴミや動物の悪臭が漂っている。 ・保健こども課と連携し、一家の生活を見守ってもらっている。 ・児童相談所に必要時には通報する。
[具体的な内容、事項] H (8歳女兒) …母親から兄であるG (13歳男児) の登校支援をするよう言いつけられていたり、Hがお友達と遊びに行っても、Gのために帰宅させられ自宅で遊び相手をさせられたりしている。
[その他参考となる事項] ・Gや母親の精神科受診を調整し、状態が安定するよう支援している。 ・放課後等デイサービスの利用調整を行い、Hが本児らしく過ごせる場の提供を試みている。 ・保健こども課と連携し、一家の生活を見守ってもらっている。
[具体的な内容、事項] D・E (10歳男児・8歳男児の兄弟) の姉 …母親が家事をしないため、姉がD・Eの食事の世話などを行っている。
[その他参考となる事項] ・福祉サービス利用をしておらず、当事業所の利用者ではないが、D・Eへの支援を通し、姉の状況も確認するようにしている。 ・SSWや保健こども課と連携し、一家の生活を見守ってもらっている。



## 2 県の虐待報告

※別紙に詳細な報告

＜令和4年度（2022年度）の対応状況（R4.4.1～R5.3.31）＞

	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	合計
相談・通報件数	194件	32件	226件
虐待判断件数	19件	11件	30件
(人数)	(19人)	(17人)	(36人)

- ・県全体で226件の相談や通報があり、30件の虐待が確認された。
- ・内訳は、養護者による虐待が19件（19人）、障害者福祉施設従事者等による虐待が11件（17人）であった。
- ・令和3年度（2021年度）と比較すると、「養護者による虐待」は相談・通報件数が増加しているが、虐待判断件数は減少している。また、「障害者福祉施設従事者等による虐待」は相談・通報件数、虐待判断件数ともに増加している。なお、被虐待者数の合計は1人増加し36人となった。

## 3 虐待事例報告

※別紙参照

- ①うすま苑の職員の虐待事件
- ②大牟田病院での虐待事案

## 4 虐待防止セルフチェック集計結果

※別紙参照

## 5 研修

- 「小さな出来事から虐待防止を考える」
- 「身体拘束についての再確認」